

(目的)

第 1 条 この規則は、北都保健福祉専門学校が、実践的かつ専門的な職業教育を実施するため、学校の自己点検・自己評価報告書等の結果を踏まえ、教育活動に関する意見交換を通し、今後の改善方策について学校関係者による評価を行うことを目的に設置する学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(役割)

第 2 条 委員会は、教育活動及び学校運営状況について、学校の自己点検・自己評価報告書等の内容を踏まえた学校評価を行う。

(委員)

第 3 条 委員会を構成する委員は、次に掲げる者から少なくとも 3 名以上とし、校長が委嘱する。

- ①専門分野における業界関係者
- ②本校卒業生又は保護者
- ③地域住民
- ④大学や専門学校等の教職員あるいはそれらの経験者
- ⑤地方公共団体等の関係者等

- 2 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 4 条 委員会の委員長を置き、委員の互選を持って選出する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第 5 条 委員会は校長が招集し、委員長がその運営にあたる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会は、教育活動及び学校運営の状況について、学校の自己点検・自己評価の結果を踏まえた学校の評価を行い、その結果を校長に報告する。

(結果の公表)

第 6 条 校長は、学校関係者評価結果を理事長に報告し、速やかに公表しなければならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

附則

この規則は令和5年4月1日から施行する。